

－ 荷主との取引に関する調査票 F A Q －

目次

1	調査全般に関する質問	3
Q 1	調査の目的は何か。	3
Q 2	荷主と物流事業者との取引について調査を実施するのは初めてか。	3
Q 3	調査への回答は義務なのか。	3
更問 1	回答しない場合、罰則はあるのか。	3
更問 2	もし真実ではない回答をした場合、罰則はあるのか。	3
Q 4	調査票が複数送られてきたが、なぜか。	3
更問 1	全ての調査票の設問について回答する必要があるのか。	3
更問 2	当社の会社概要は共通なので、一つの回答用紙にのみ記入すれば良いか。	3
Q 5	取引において問題がないので提出しない。	3
Q 6	調査票に回答することにより、調査対象荷主から取引を打ち切られるおそれがあるため、回答したくない。	4
Q 7	当社は、運送（保管）が主たる業務ではないので、回答しなくてよいか。	4
Q 8	当社は物品の運送又は保管の取引を行っていないので回答しなくてよいか。	4
Q 9	調査対象荷主とは取引を行っていないので回答しなくてよいか。	4
Q 10	調査結果は、公表されるのか。	4
Q 11	調査に回答したことや回答内容が調査対象荷主や第三者に知られることはないか。	4
更問	調査結果は教えてもらえるのか。	4
2	調査対象事業者の選定に関する質問	4
Q 12	当社が調査対象に選ばれたのはなぜか。公正取引委員会はどのようにして、当社が調査対象荷主と取引していることを把握しているのか。	4
Q 13	当社は昨年度も調査対象になっているが、毎年調査を行う必要はあるのか。	4
Q 14	調査対象荷主にも調査を行っているのか。	5
Q 15	全体で何社に調査票を送付しているのか。	5
Q 16	具体的にどのような事業者にも調査票を送付しているのか。当社の取引先にも送付されているのか。	5
Q 17	当社は昨年度も調査対象になっていたか確認したい。	5
Q 18	当社は今後も調査対象に選ばれるのか。	5
3	調査対象事業者の範囲に関する質問	5
Q 19	調査対象期間中に、合併、事業譲渡、会社分割がある場合には、どのように対応すればよいか。	5
Q 20	調査票に「継続的な委託」とあるが、この継続的の基準を教えてください。	5
Q 21	海外の調査対象荷主との取引も調査対象としているのか。	6
Q 22	親子会社間、同一企業グループ内の取引も対象になるか。	6
Q 23	当社は資本金が3億円超であるが、調査対象となるのか。	6
Q 24	当社は産業廃棄物処理業者であるが、調査対象となるのか。	6

Q25	当社はいわゆる「 ^{おつなか} 乙仲業者」（取次（仲介）業者）であるところ、調査対象荷主との取引は調査対象となるのか。-----	6
Q26	当社は「赤帽」（あるいは「宅配便業者」）であるが、調査対象となるのか。---	6
4	提出方法に関する質問 -----	7
Q27	回答用紙を電子ファイルでもらえないか。-----	7
Q28	ウェブで回答したい。-----	7
Q29	回答をFAXで送付したい。-----	7
Q30	提出先のメールアドレスが公正取引委員会のものには見えない。-----	7
Q31	当社が送った（メール送信した）回答が届いているか確認したい。-----	7
Q32	メールで送った質問に対する回答が返ってきていないのだが。-----	7
Q33	当社には複数の事業所が存在し、取りまとめるのが大変なので事業所ごとに回答したい。-----	8
Q34	調査票又は回答用紙を書き損じた（紛失した）ので再送付して欲しい。-----	8
Q35	提出済みの回答に誤りがあった。-----	8
5	設問への回答方法等に関する質問-----	8
Q36	回答用紙に押印（会社印・代表者印）は必要か。-----	8
Q37	売上高は、単体決算、連結決算いずれで書くべきか。-----	8
Q38	通関業の登録をしている場合は「輸入通関業務附帯の有無」を「有」と答えればよいか。-----	8
Q39	設問1-2に関連して、インボイス制度の詳細が知りたい。-----	8
Q40	設問4について、以前からの慣習で（又は契約に組み込まれていて）運賃から差し引かれている金銭があるが、特に不満も感じていない場合でも回答する必要はあるか。-----	8
Q41	設問5（又は設問6）について、調査対象荷主から要請等をされた場合もあれば、要請等をされていない場合もあるのだが、どのように回答すればよいか。---	8
Q42	設問12のアについて、荷主から請け負った業務を下請物流事業者へ再委託することが、物流特殊指定又は下請法上問題となるのか。-----	9
Q43	調査対象期間の取引か否かは、受注日と運送又は保管の完了日のどちらで判断するのか。-----	9
Q44	調査対象期間以外にも要請等を受けているのだが、記載してよいか。-----	9
Q45	調査対象荷主とは別の荷主について報告したいが、どうしたらよいか。-----	9
Q46	回答用紙に印字されている社名（又は所在地）が当社の社名（又は所在地）と異なる。-----	9
Q47	当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）している。-----	9

1 調査全般に関する質問

Q 1 調査の目的は何か。

A 本調査は、荷主と物流事業者との取引の状況を把握するために実施するものです。
公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法の規定に基づき、「物流特殊指定」(注)を定めています。

(注) 物流特殊指定は正式名称を「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」といいます。

Q 2 荷主と物流事業者との取引について調査を実施するのは初めてか。

A 公正取引委員会では、定期的に調査を実施しております。平成15年度以降、ほぼ毎年書面調査を実施しています。

Q 3 調査への回答は義務なのか。

A この調査は、あくまで任意に御協力をお願いするものです。今後の物流取引の公正化に向けてより実態に即した状況を把握するため、是非とも御協力をお願いいたします。

更問1 回答しない場合、罰則はあるのか。

A 罰則はありませんが、できる限り御協力ください。

更問2 もし真実ではない回答をした場合、罰則はあるのか。

A 罰則はありませんが、調査対象荷主と物流事業者との取引の実態を把握するための調査ですので、正しく回答してください。

Q 4 調査票が複数送られてきたが、なぜか。

A 本調査は、回答用紙1ページ目上方の「調査対象荷主」欄に記載されている特定の荷主との取引について回答をお願いするものです。複数の荷主との取引について回答をお願いしたい物流事業者の方々には、調査票を複数お送りしておりますが、それぞれの調査票について、何卒御協力をお願いいたします。

更問1 全ての調査票の設問について回答する必要があるのか。

A 本調査は、任意に御協力をお願いするものですが、できる限り全ての該当する設問への回答に御協力をお願いいたします。

更問2 当社の会社概要は共通なので、一つの回答用紙にのみ記入すれば良いか。

A 一つの返信用封筒に同封していただければ、会社概要のうち共通の事項はいずれか一つの回答用紙に記入していただくことで結構です。

Q 5 取引において問題がないので提出しない。

A 取引に問題がないということも把握したいと考えております。お手数をお掛けすることになりますが、御協力をお願いいたします。問題がない場合はその旨の選択肢の番号を選択してください。

Q6 調査票に回答することにより、調査対象荷主から取引を打ち切られるおそれがあるため、回答したくない。

A 公正取引委員会は、情報を提供していただいた物流事業者の方が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査を行っておりますので、御協力をお願いいたします。

Q7 当社は、運送（保管）が主たる業務ではないので、回答しなくてよいか。

A 本業が運送業や倉庫業でなくても、調査対象荷主との間で継続的に物品の運送等を受託している場合は調査対象となりますので、御協力をお願いいたします。

Q8 当社は物品の運送又は保管の取引を行っていないので回答しなくてよいか。

A 物品の運送又は保管の取引を行っていない場合は、回答用紙1ページ目の「取引無し」欄にチェックをして提出してください。

Q9 調査対象荷主とは取引を行っていないので回答しなくてよいか。

A 調査対象荷主と取引を行っていない場合は、回答用紙1ページ目の「取引無し」欄にチェックをして提出してください。

Q10 調査結果は、公表されるのか。

A 公表する予定ですが、大まかな調査結果のみであり、個別事業者名や回答内容を公表することはありません。

Q11 調査に回答したことや回答内容が調査対象荷主や第三者に知られることはないか。

A 貴社がこの調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた個別の内容につきましては、秘密を厳守し、情報を提供した物流事業者が調査対象荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査をしています。

更問 調査結果は教えてもらえるのか。

A 調査結果は他の事業者からの回答に関わることであるため、従来から、個別にはお答えしていません。

2 調査対象事業者の選定に関する質問

Q12 当社が調査対象に選ばれたのはなぜか。公正取引委員会はどのようにして、当社が調査対象荷主と取引していることを把握しているのか。

A 荷主から提出された物流事業者名簿を基に、貴社を含む物流事業者の皆様に対して本調査への協力を依頼することとなったものです。

Q13 当社は昨年度も調査対象になっているが、毎年調査を行う必要はあるのか。

A 公正取引委員会では、定期的に調査を実施しております。昨年度対象であった事業者の方が本年度も対象となっている場合がありますが、何卒御協力をお願いいたします。

Q14 調査対象荷主にも調査を行っているのか。

A 調査対象荷主にも昨年10月に書面調査を実施しました。

Q15 全体で何社に調査票を送付しているのか。

A 荷主については30,000名、物流事業者については延べ40,000名に送付しております。

Q16 具体的にどのような事業者に調査票を送付しているのか。当社の取引先にも送付されているのか。

A 具体的な調査票の送付先についてはお答えすることはできませんが、物品の運送又は保管の取引を行っていると思われる全国の荷主に幅広く送付し、これら荷主から提出された物流事業者名簿を基に、貴社を含む物流事業者の皆様へ書面調査への協力をお願いすることとしました。

Q17 当社は昨年度も調査対象になっていたか確認したい。

A コールセンター（03-6383-3983）まで御連絡ください。

（注）コールセンター設置期間：令和5年1月16日（月）～同年2月7日（火）

* 土日を除く。

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：30

Q18 当社は今後も調査対象に選ばれるのか。

A 調査を行う場合、荷主から提出された物流事業者名簿の中から調査対象者を抽出しています。このため、今後も貴社に御協力をお願いする可能性はございます。

3 調査対象事業者の範囲に関する質問

Q19 調査対象期間中に、合併、事業譲渡、会社分割がある場合には、どのように対応すればよいか。

A 【他社と合併した場合】

貴社（宛先とした会社）が存続会社でない場合、合併した旨のみを設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。他の設問への回答は不要です。

貴社が存続会社として合併した場合は、各設問に御回答の上、必要に応じて宛名欄の貴社名を朱書き訂正して提出してください。

【運送・保管に係る事業部門を他社に譲渡又は会社分割した場合】

譲渡または会社分割の旨のみを設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。他の設問への回答は不要です。

Q20 調査票に「継続的な委託」とあるが、この継続的の基準を教えてください。

A 「調査票1ページ **I 取引の内容** の（注1）」に記載のとおり、「継続的」とは、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受

託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

Q21 海外の調査対象荷主との取引も調査対象としているのか。

A 日本国内における取引が対象となります。したがって、外国企業であっても、その日本人と日本国内で行っている取引は対象となります。

Q22 親子会社間、同一企業グループ内の取引も対象になるか。

A 同一企業グループの会社間の取引のうち、親会社とその親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社との（親子会社間の）取引や、親会社が共通の（兄弟会社間の）取引については本調査の対象となりませんので、設問への回答の必要はありません。「1 貴社の概要」及び「2 貴社の親会社の概要」についてのみ回答した上で返送していただければと思います。

なお、それ以外の場合は、同一企業グループの会社間の取引であっても調査対象となりますので、設問にも回答をお願いいたします。

Q23 当社は資本金が3億円超であるが、調査対象となるのか。

A 資本金が3億円超であっても、荷主の取引上の地位が優越している場合には物流特殊指定が適用されることがございますので、調査に御協力をお願いいたします。

Q24 当社は産業廃棄物処理業者であるが、調査対象となるのか。

A 産業廃棄物の運送又は保管の受託をしている場合は調査対象となります。調査対象荷主との運送又は保管の取引について回答してください。

なお、「調査票1ページ（注2）」のとおり、「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や建設廃材等も含まれます。

Q25 当社はいわゆる「乙仲業者」^{おつなか}（取次（仲介）業者）であるところ、調査対象荷主との取引は調査対象となるのか。

A 荷主との間で物品の運送又は保管業務について、代金や支払条件等の取引条件を定めて継続的に取引を行っている場合は調査対象となります。

Q26 当社は「赤帽」（あるいは「宅配便業者」）であるが、調査対象となるのか。

A 法人か個人事業主かを問わず、「継続的」に物品の運送等を受託している場合は調査対象となります。調査対象荷主との取引について回答してください。

なお、「継続的」については、「調査票1ページ（注1）」のとおり、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（参考）赤帽

中小企業等協同組合法に規定されている「事業協同組合」。貨物軽自動車運送事業者

である赤帽組合員が集まって組織化されたもの。

4 提出方法に関する質問

Q27 回答用紙を電子ファイルでもらえないか。

- A 「調査票2ページⅢ回答方法」に記載のとおり、公正取引委員会のウェブサイト
<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>
に回答用紙（エクセル形式）を掲載しておりますので御利用ください。その際は、回答用紙1ページ目左上に貴社の所在地、社名、整理番号、調査対象荷主の補充を必ずお願いいたします。

Q28 ウェブで回答したい。

- A ウェブでの回答は対応しておりませんが、「調査票2ページⅢ回答方法」に記載のとおり、電子メールでの提出を受け付けております。電子メールで御提出の場合は、エクセル形式又はPDF形式にて、
logistics—○—shinkou-jp.co.jp
にお送りください（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-○-」と表示しています。メール送信の際には、当該3文字を「@」に置き換えて利用してください。）。
公正取引委員会のウェブサイト
<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>
に回答用紙（エクセル形式）を掲載しておりますので御利用ください。

Q29 回答をFAXで送付したい。

- A 同封の返信用封筒を用いた郵送又は電子メールでの御提出に御協力をお願いいたします。

Q30 提出先のメールアドレスが公正取引委員会のものには見えない。

- A 業務委託先事業者に直接届くようにしているものです。どうぞ御安心ください。

Q31 当社が送った（メール送信した）回答が届いているか確認したい。

- A メールを受信できていれば、自動的に受信確認のメールを返信しております。受信メールの中に、そうしたメールが届いていないか、ごみ箱フォルダも含めて御確認ください。届いていなければ、うまく受信できていない可能性がございます。確認しますので、コールセンター（03-6383-3983）まで御連絡ください。

（注）コールセンター設置期間：令和5年1月16日（月）～同年2月7日（火）

* 土日を除く。

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：30

Q32 メールで送った質問に対する回答が返ってきていないのだが。

- A メールは回答の提出専用となっております。御質問につきましてはコールセンターまで電話でお尋ねください。

Q33 当社には複数の事業所が存在し、取りまとめるのが大変なので事業所ごとに回答したい。

A 本調査は事業者単位での回答をお願いしておりますので御協力ください。

Q34 調査票又は回答用紙を書き損じた（紛失した）ので再送付して欲しい。

A 公正取引委員会のウェブサイト

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>

に調査票及び回答用紙（エクセル形式）を掲載しておりますので御利用ください。

なお、書き損じであれば、間違えた箇所に「×」をつけるなどして修正していただければ結構です。

Q35 提出済みの回答に誤りがあった。

A コールセンター（03-6383-3983）まで御連絡ください。

（注）コールセンター設置期間：令和5年1月16日（月）～同年2月7日（火）

*土日を除く。

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：30

5 設問への回答方法等に関する質問

Q36 回答用紙に押印（会社印・代表者印）は必要か。

A 不要です。

Q37 売上高は、単体決算、連結決算いずれで書くべきか。

A 単体決算で記載してください。

Q38 通関業の登録をしている場合は「輸入通関業務附帯の有無」を「有」と答えればよいか。

A 通関業の登録事業者であっても、回答用紙に記載のある調査対象荷主から運送や保管の業務に併せて輸入通関業務も受託している場合のみ「有」を選択してください。

Q39 設問1-2に関連して、インボイス制度の詳細が知りたい。

A 「調査票3ページ設問1-2の※」に記載のとおり、詳細は、国税庁のウェブサイトのインボイス制度の特設ページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

Q40 設問4について、以前からの慣習で（又は契約に組み込まれていて）運賃から差し引かれている金銭があるが、特に不満も感じていない場合でも回答する必要はあるか。

A 慣習や契約であっても、運賃・料金又は保管料から差し引かれているものがあれば該当の選択肢を選択してください。

Q41 設問5（又は設問6）について、調査対象荷主から要請等をされた場合もあれば、要請等をされていない場合もあるのだが、どのように回答すればよいか。

A 1回でも要請等を受けた場合には、該当する選択肢を選択してください。

Q42 設問 12 のアについて、荷主から請け負った業務を下請物流事業者へ再委託することが、物流特殊指定又は下請法上問題となるのか。

A 当該設問は、物流業界における再委託の状況について実態を把握することを目的とした設問であり、再委託することが直ちに物流特殊指定又は下請法上、問題となるものではありません。

Q43 調査対象期間の取引か否かは、受注日と運送又は保管の完了日のどちらで判断するのか。

A 受注日と運送又は保管の完了日のどちらかが調査対象期間内であれば調査対象期間の取引となります。

Q44 調査対象期間以外にも要請等を受けているのだが、記載してよいか。

A 調査対象荷主からの要請等が、調査票にあるような貴社に不利益となる場合には、回答用紙の設問 1 1 の自由記入欄にその内容・時期等を記載してください。

Q45 調査対象荷主とは別の荷主について報告したいが、どうしたらよいか。

A 調査対象荷主以外の荷主からの要請等が、調査票にあるような貴社に不利益となる場合には、回答用紙の設問 1 4 に、当該荷主の「商号」、「本店所在地」、貴社が受けた不利益の内容を記載してください。

なお、当該荷主に関して独占禁止法の規定に違反する事実があるとして調査を希望する場合は、公正取引委員会ウェブサイトから申告することもできます。

Q46 回答用紙に印字されている社名（又は所在地）が当社の社名（又は所在地）と異なる。

A 恐れ入りますが、朱書きで訂正をお願いいたします。全く別の会社に対して送付されている場合は、回答していただく必要はございません。申し訳ありませんが調査票等は破棄していただいて結構です。

Q47 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）している。

A 調査対象期間内に事業活動を行っており、調査対象荷主から不当な要請等を受けたなどの問題があった場合は調査に御協力いただきますようお願いいたします。

特段の問題がなかった場合は、回答用紙 1 ページ目の「事業活動取りやめ」欄にチェックをして返送してください。